

不動産の鑑定評価に関する法律

(登録の申請)

第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、その他の方にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一 名称又は商号
- 二 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同じ。)の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名(不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨)
- 2 前項の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 不動産鑑定業経歴書
 - 二 事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面
 - 三 第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面
 - 四 第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面
 - 五 その他国土交通省令で定める書面

(登録の実施)

第二十四条 國土交通大臣又は都道府県知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を不動産鑑定業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第二十五条 國土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 三 第十六条第六号又は第七号に該当する者
- 四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者
- 五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一項第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者
- 六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人で、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

(変更の登録)

第二十七条 不動産鑑定業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

2 不動産鑑定業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書をその不動産鑑定業者の登録をした國土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その変更が法人の役員の増員若しくは交代又は事務所の新設によるものであるときは、申請書にその役員又は事務所に関する第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

3 前項の規定による申請書の國土交通大臣への提出は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

4 第二十四条及び第二十五条の規定は、変更の登録の申請があつた場合に準用する。

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則

(更新の登録の申請)

第二十七条 法第二十二条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前三十日までに登録申請書を提出しなければならない。

(添付書類)

第二十九条 法第二十三条第二項第五号に規定する國土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十三条第一項に規定する登録申請者(以下「登録申請者」という。)が、法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 登録申請者(法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)及び事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴を記載した書面
- 2 國土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第三項若しくは第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(添附書類の様式)

第三十条 法第二十三条第二項第一号及び第二号の規定による添附書類の様式は、別記様式第八とする。

(変更登録申請書の様式)

第三十一条 法第二十七条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第九とする。

(登録の申請等)

第三十二条 法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により国土交通大臣の登録を受けようとする者又は法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣に変更の登録を申請しようとする者は関係書類正本一通、副本二通及び事務所のある都道府県の数と同一の部数の写しを、法第二十九条第一項の規定により国土交通大臣に届出をしようとする者は届出書一通を提出しなければならない。

2 法第二十八条の規定により国土交通大臣に書類を提出しようとする者は、正本一通、副本二通及び事務所のある都道府県の数と同一の部数の写しを提出しなければならない。

3 法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事の登録を受けようとする者、法第二十七条第一項の規定により都道府県知事に変更の登録を申請しようとする者、法第二十八条の規定により都道府県知事に書類を提出しようとする者又は法第二十九条第一項の規定により都道府県知事に届出をしようとする者の提出すべき書類の部数は、都道府県知事の定めるところによる。

(登録に関する通知等)

第三十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十四条の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十五条の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、法第二十七条第四項において準用する法第二十四条又は第二十五条の規定により変更の登録をし、又はこれを拒否した場合に準用する。